

# 統計法が変わります

「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ

公的機関が作成する統計が、より体系的・効率的に整備され、国民・事業者の方々にもより使いやすいものとなるよう、統計法が全面的に改正されます

(平成19年5月23日公布。全面施行は2年以内)

## 【新しい統計法の四本柱】

公的統計の体系的・計画的整備の推進

統計データの有効利用の促進

統計調査の対象者の秘密保護の強化

統計整備の「司令塔」機能の強化

総務省政策統括官(統計基準担当)

## 公的統計の体系的・計画的整備の推進

統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、業務データを集計することにより作成される統計（業務統計）や他の統計の結果を加工することにより作成される統計（加工統計）を含め、公的機関が作成する統計を広く対象とする法律としました。

### 【基本計画】

公的統計の総合的・計画的な整備を政府全体で進めるため、閣議決定によって基本計画を定めます。

計画の作成に当たっては、統計委員会での調査審議や意見公募（パブリック・コメント）を経ることとしています。また、実施状況のフォローアップを行い、概ね5年ごとに計画の見直し・変更を行います。



### 【基幹統計】



業務統計・加工統計を含め、国勢調査によって作成される国勢統計、国民経済計算（SNA）などの行政機関が作成する重要な統計を基幹統計として位置づけて、基本計画に基づく体系的整備が図れるようにしました。

### 【行政機関が行う統計調査】

国の行政機関が行う統計調査については、調査間の重複を排除して調査負担を軽減する観点などから、新法においても総務大臣が個別に審査を行います。

基幹統計を作成するための統計調査（基幹統計調査）については、特に重要な調査であることから、今までの指定統計調査と同様に、報告義務に関する規定を設けています。



## 統計データの有効利用の促進

学術研究目的などのために、オーダーメイドで集計された統計の提供を受けたり、匿名データ（統計調査によって集められた情報を個人や企業が特定できない形に加工したもの）の提供を受けて統計の作成に用いることができます。



所定の額の手数料の納付が必要です。

## 統計調査の対象者の秘密保護の強化

### 【統計調査によって集められた情報などの保護】

統計調査によって集められた情報などを統計の作成に関連する目的以外に利用・提供した者や、守秘義務規定に違反した者に対する罰則を整備強化しました。

例) 守秘義務違反

「1年以下の懲役又は10万円以下の罰金」

「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」

民間委託の進展に対応するため、これらの規定が統計調査事務を受託した民間事業者に対しても同様に適用されることを明確にしました。



### 【いわゆる「かたり調査」の禁止】

国勢調査などの基幹統計調査について、その調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為（いわゆる「かたり調査」）を禁止しており、これに違反した者は未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

## 統計整備の「司令塔」機能の強化

専門的かつ中立公正な調査審議機関として、13名以内の学識経験者によって構成する統計委員会が内閣府に設置されました。

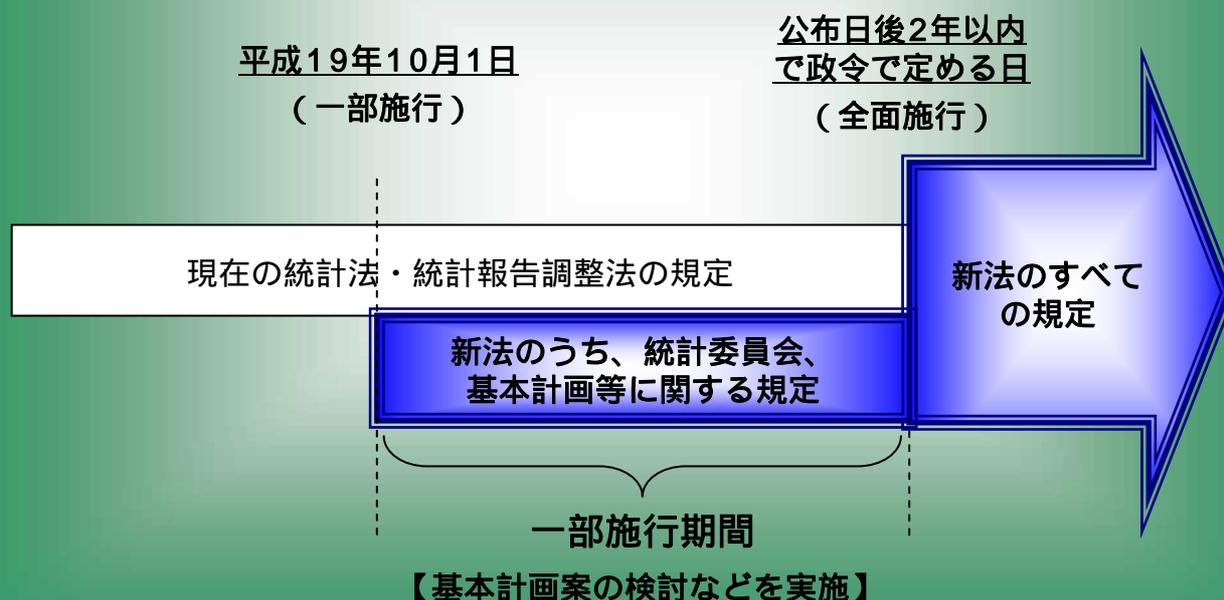
統計委員会は、基本計画の案や基幹統計などに関する調査審議を行うとともに、関係大臣に必要な意見を述べることで、公的統計の体系的整備における中核的な役割を担います。



### 【新たな統計法への移行スケジュール】

新たな統計法のうち、基本計画や統計委員会の設置などに関する一部の規定は平成19年10月1日から先行して施行されています。

その他の規定は公布の日（平成19年5月23日）から2年以内に施行されます。



お問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

連絡先：総務省政策統括官（統計基準担当）付 統計法制度改革担当室  
東京都新宿区若松町19-1 tel.03-5273-2080,2081